



## ◆戸別所得補償モデル対策の 交付時期と資金繰り対策について

今年度から新たに始まった戸別所得補償モデル対策の支払手続のスケジュールが、公表されました。米戸別所得補償モデル事業の定額部分や変動部分、水田利活用自給力向上事業など、交付金の種類によって交付時期が異なります。

米の概算金が下落している折、借入金償還や購買経費の精算時の資金繰り等にも十分注意し、必要に応じて対応を検討しましょう。

### 1 交付時期について

#### (1)米戸別所得補償モデル事業

- ① 定額部分(15,000円/10a)は、ほとんどの地域で年内に支払い予定
- ② 変動部分は、23年1月までの相対取引価格で交付単価を決定し、3月中に支払い予定  
※販売価格は全国平均で計算され、補てん水準も全国一律

#### (2)水田利活用自給力向上事業

- ① 従来の産地確立交付金の支払い時期を念頭に置き、年内(一部年度末まで)に支払い予定  
※ 販売目的で転作作物を栽培した面積に応じて一定額を交付(販売目的であることの証明に、作業日誌や販売伝票等の整備・保管が必要)

### 2 交付事務の流れ

- ① 農政事務所から(市町村水田協議会を経由して)農家へ、必要事項を印字した交付申請書を送付(10月中旬～11月下旬)
- ② 農家は、上記交付申請書の内容を確認し、(市町村水田協議会を経由して)農政事務所に提出(11月上旬～12月15日頃)

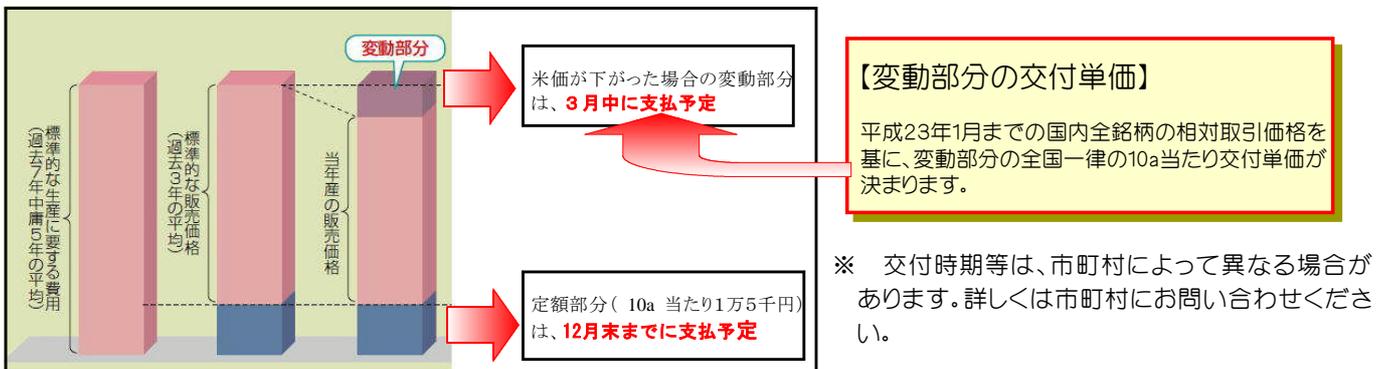


図1 米戸別所得補償モデル事業の交付イメージ

### 3 水田利活用自給力向上事業における助成単価

#### ◆県統一単価

(単位:円/10a)

作物名	助成単価
麦・大豆・飼料作物(この他に、麦・大豆は水田経営所得安定対策の助成あり)	35,000
飼料用米、米粉用米、WCS用稲	80,000
そば、なたね、加工用米	20,000
トマト、ピーマン、とうもろこし、キク、ほうれんそう、アスパラガス、にんにく、ばれいしょ、なす、かぼちゃ、きゅうり、いちご等 (全63品目)	15,000
小松菜、ギョウジャニンニク、ストック等(全20品目)	10,000
地力増進作物、景観作物、その他作物	5,000

#### ◆各市町村段階での加算後の単価(予定)

(単位:円/10a)

市町村名	作物名	県統一単価	市町村加算単価	合計単価
青森市	麦	35,000	35,000	70,000
	飼料作物	35,000	5,000	40,000
	そば	20,000	18,000	38,000
	バサラコーン	15,000	23,000	38,000
平内町	大豆	35,000	55,000	90,000
	キク、トマト、ピーマン、ほうれんそう等	15,000	3,000	18,000
外ヶ浜町	にんにく	15,000	31,904	46,904
今別町	ばれいしょ	15,000	13,000	28,000
	キク、トマト、なす	15,000	9,000	24,000
	アスパラガス、かぼちゃ、きゅうり等	15,000	1,000	16,000
蓬田村	そば	20,000	4,000	24,000
	トマト、にんにく、いちご	15,000	20,000	35,000
	地力増進作物	5,000	5,000	10,000

※ 市町村段階の加算を受けることができるのは、21年度に産地確立交付金または新需給調整システム定着交付金の交付を受けた方に限られます。

※ この他にも加算対象作物がある場合があります。また、別に要件がある場合があります。

※ 詳しくは 市町村にお問い合わせください。

#### ★農業経営相談室を開設しています★

農業経営相談室では、米の概算金引き下げに伴う資金繰り対策や戸別所得補償制度の情報提供、経営の複合化など幅広い相談に対応していますので、是非ご活用ください。

【日時・場所】

日時：毎週水曜日 午後1時～5時

場所：東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室(県庁北棟4階)

※ 事前に電話連絡いただければ、日程調整や相談内容に応じた専門家の配置にも対応します。

【主な相談内容】

- ① 戸別所得補償制度等の各種支援策に係る情報提供
- ② 借入金の償還緩和措置等に係る情報提供
- ③ セーフティネット資金や各種つなぎ資金など資金繰りに活用できる低利資金に係る相談
- ④ 高収益作物や加工・直売部門の導入による経営複合化等の支援 など

#### 「農林漁業セーフティネット資金」

災害を受けたときや、社会的・経済的環境の変化により、資金繰りに支障をきたしている場合等のための日本政策金融公庫の融資制度です。

貸付対象:認定農業者、認定就農者、その他(所得割合や農業粗収益等が一定要件を満たす者)

融資条件:融資限度額 一般300万円(特認により年間経営費等の3/12以内)

償還期間10年以内(うち据置期間3年以内)、金利0.55～0.85%(H22.10.1現在)